

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社Cセンターに配属され、外勤営業職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、軽自動車を運転しての通勤途中、後続車に追突され負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。  
請求人は、同日、D接骨院に受診し「頸部捻挫、右背部挫傷」と診断され、以後、複数の医療期間で療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、同日、D接骨院に受診し「頸部捻挫、右背部挫傷」と診断され、以後、複数の医療期間で療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、頸部及び胸腰部の機能障害、同部の神経症状及び耳の聴力等障害であると認められるので、一件記録を精査し、検討すると、次のとおりである。
- (2) 請求人の頸部及び胸腰部の機能障害については、決定書理由に説示のとおり、障害等級に該当する障害が残存しているものとは認められないものと判断する。
- (3) 請求人の頸部及び胸腰部の神経症状についてみると、E医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書及びF医師作成の同年〇月〇日付け意見書において神経学的原因が否定されており、更にG医師は、平成〇年〇月〇日付け面談聴取書において、要旨、H病院において行われた（電気生理学的）検査で異常は指摘されていないことから、局所の神経症状を残す程度と考えられると述べている。これらの医師の見解は、神経学的所見に基づき判断されたものであり、当審査会としても、これらの医師の見解は妥当であると思料し、請求人に残存する神経症状は、障害等級第14級「局所に神経症状を残すもの」に該当するものであると判断する。
- (4) 請求人の右耳の聴力障害については、決定書理由に説示するとおり請求人の難聴は業務上疾病に該当するものとは認められず、したがって、請求人の耳鳴りは難聴に伴う耳鳴りに該当しないものと判断する。
- (5) なお、改めて、請求人が提出した上記資料を精査したが、I医師作成の画像診断報告書によっても、請求人が訴える頸部、背部の疼痛が障害等級第12級に該当するとみることとはできず、また、同医師作成の画像鑑定書及びJ医師作成

の画像鑑定書によっても、胸椎及び右肩の損傷が障害等級に該当する根拠とはなり得ないことを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。